

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に定める書面)

(簡易吸収合併)

2024 年 4 月 1 日

株式会社サンマルクホールディングス

2024年4月1日

吸収合併に係る事後開示書面

株式会社サンマルクホールディングス
代表取締役社長 藤川 祐樹

当社は、当社の完全子会社である株式会社倉式珈琲との間で、当社を吸収合併存続会社、株式会社倉式珈琲を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行いました。本合併に関する会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日

2024年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における事項

(1) 本合併をやめることの請求に係る手続の経過

吸収合併消滅会社である株式会社倉式珈琲は当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2に基づく株主からの本合併をやめることの請求にかかる手続について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求にかかる手続の経過

吸収合併消滅会社である株式会社倉式珈琲は当社の完全子会社であったため、会社法第785条に基づく反対株主の株式買取請求の手続について、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求にかかる手続の経過

吸収合併消滅会社である株式会社倉式珈琲は新株予約権を発行していなかったため、会社法第787条に基づく新株予約権買取請求にかかる手続について、該当事項はありません。

(4) 債権者意義手続の経過

吸収合併消滅会社である株式会社倉式珈琲は、会社法第789条第2項および第3項の規定に基づき、2024年1月26日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、2024年1月22日付で同条第1項第1号に掲げる債権者に対し、本合併に

関する異議申述の個別催告を行いました。異議申述期限までに債権者からの
意義の申し出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における事項

(1) 本合併をやめることの請求にかかる手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づく簡易合併であり、該当事
項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づく簡易合併であり、該当事
項はありません。

(3) 債権者異議手続の経過

吸収合併存続会社である当社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に
基づき、2024 年 1 月 26 日付の官報および電子公告において、同条第 1 項第 1
号に掲げる債権者に対し、本合併に関する異議申述の公告を行いました。異
議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に
関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、株式会社倉式珈琲の資産、負債およびその他
の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面または電磁的
記録に記載または記録がされた事項

別紙のとおりです。

6. 吸収合併による変更登記をした日

2024 年 4 月 2 日 (予定)

7. 上記に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に定める書面)

(略式吸収合併)

2024 年 1 月 22 日

株式会社倉式珈琲

2024年1月22日

吸収合併に係る事前開示書面

株式会社倉式珈琲
代表取締役社長 齋木 健作

当社は、株式会社サンマルクホールディングスとの間で締結した2024年1月19日付吸収合併契約書に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、株式会社サンマルクホールディングスを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行うこととしました。本合併に関し、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に定める事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

2024年1月19日付吸収合併契約書の内容は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

吸収合併存続会社である株式会社サンマルクホールディングスは、当社の発行済株式の全部を保有しているため、本合併に際し、株式その他の金銭等の合併対価の交付は行いません。

3. 新株予約権の対価の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類の内容

吸収合併存続会社である株式会社サンマルクホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

本合併以外に、該当事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

本合併以外に、該当事項はありません

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生後の、吸収合併存続会社である株式会社サンマルクホールディングスの資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の株式会社サンマルクホールディングスの収益状況及びキャッシュフローの状況について、株式会社サンマルクホールディングスの債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、本合併後における株式会社サンマルクホールディングスの債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

なお、本合併に先立ち、株式会社サンマルクホールディングスが当社に対して保有する債権の一部を放棄する予定ではありますが、かかる債権放棄は株式会社サンマルクホールディングスの債務履行の見込みに影響を及ぼすものではありません。

以上

別紙 1 吸収合併契約書



合併契約書

株式会社サンマルクホールディングス（以下「甲」という。）及び株式会社倉式珈琲（以下「乙」という。）は次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲は乙の権利義務の全部を承継する。

第2条（合併をする会社の商号及び住所）

本合併にかかる吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

（1）吸収合併存続会社

商号 株式会社サンマルクホールディングス
本店 岡山県岡山市北区平田 173 番地 104

（2）吸収合併消滅会社

商号 株式会社倉式珈琲
本店 岡山県岡山市北区平田 173 番地 104

第3条（合併の効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2024年4月1日とする。ただし、合併手続きの進行に応じ必要があるときは、甲乙協議し、合意の上、これを変更することができる。

第4条（合併に際して交付する株式の数及び割当てに関する事項）

甲は、乙の発行済み株式のすべてを所有しているので、本合併に際して、株式・割当ての金銭等の対価の交付を行わない。

第5条（資本金及び準備金）

本合併により増加する甲の資本金等の額は、次のとおりとする。

- （1） 資本金 0円
- （2） 資本準備金 0円
- （3） 利益準備金 0円

第6条（合併承認総会）

- 1 甲は、会社法 796 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本合併を行う。
- 2 乙は、会社法 784 条第 1 項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本合併を行う。

第7条（会社財産の引継ぎ）

乙は、効力発生日における一切の資産、負債その他の権利義務を効力発生日において甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの期間、善良な管理者の注意をもって通常どおりそれぞれの会社の業務を執行し、会社の財産を管理するものとし、その資産、負債又は権利義務に重大な影響を及ぼしうる行為を行う場合には、事前に甲乙協議し、合意の上、これを実行する。

第9条（従業員引継ぎ）

甲は、効力発生日において、乙の従業員全員を甲の従業員として引き続き雇用するものとし、従業員に関する処遇については、甲乙協議の上、これを決定する。

第10条（合併条件の変更及び契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、①天災地変その他の事由によって、甲もしくは乙のいずれかの財産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合、または②本合併の実行に重大な支障となる事態もしくは著しく困難にする事態が生じた場合には、甲乙協議し、合意の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項については、甲乙協議し、合意の上、これを定める。

本契約の成立の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が正本1通を保管し、乙はその写し1通をそれぞれ保有する。

2024年1月19日

甲 岡山県岡山市北区平田 173 番地 104
株式会社サンマルクホールディングス
代表取締役 藤川 祐樹



乙 岡山県岡山市北区平田 173 番地 104
株式会社倉式珈琲
代表取締役 齋木 健作





別紙 2 株式会社サンマルクホールディングスの計算書類等

株式会社サンマルクホールディングス「第 32 回定時株主総会招集通知(P10～P62)」より

■ 事業報告 (自2022年4月1日 至2023年3月31日) ■

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染再拡大の影響を一時的に受けた時期はあるものの、2022年3月のまん延防止等重点措置の解除、入国者の水際対策の緩和により、回復基調が見られました。しかしながら、国際情勢の緊迫化による地政学的リスクの高まり、原材料・エネルギー価格の高騰、為替の変動などにより、物価が高水準で推移する中、先行き不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、行動制限の緩和により、さらなる客数回復への期待が高まる一方で、原材料費・電力料等の著しいコスト増により、さらに厳しい経営環境となっております。

このような状況の下、当社グループにおきましては、お客様と従業員の安全・安心を第一にアフターコロナを見据えた店舗の環境作りに取り組んでまいりました。また、当社として初めてM&Aにより新業態を獲得し、成長の柱を育てる準備に入るとともに、既存業態につきましては、派生業態の開発・ブラッシュアップ、メニューの刷新や一部メニューの価格改定などに加え、経年劣化が認められる既存店の内外装に係るメンテナンスを行い、既存店売上の回復に注力してまいりました。これらに加えて、不採算店舗を中心に退店や業態変更を実施してきたことにより、業績回復の兆しが見えてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高578億31百万円（前期比21.2%増）、経常利益15億96百万円（前期比35.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億16百万円（前期親会社株主に帰属する当期純損失47億11百万円）となりました。

なお、期中に当社グループ全業態で合計28店舗を出店し、当連結会計年度末の店舗数は、直営店769店舗、フランチャイズ店24店舗、合計793店舗体制となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

レストラン事業

レストラン事業におきましては、ベーカリーレストランにつき、不採算店舗を整理し、繁盛店に人的資本を集中することで業績改善に注力してまいりました。店舗数につきましては、当連結会計年度中に「ベーカリーレストラン・サンマルク」直営店2店舗出店し、直営店36店舗、フランチャイズ店11店舗、計47店舗となりました。また、「ベーカリーレストラン・バケット」は、直営店77店舗となりました。

スパゲティ専門店「生麺専門鎌倉パスタ」につきましては、ロメスパ業態「てっぱんのスパゲッティ」の開発、TVCM、SNSでの広告配信による、ブランド発信とフェア商品の紹介に取り組んでまいりました。当連結会計年度中に直営店7店舗出店し、これにより直営店195店舗となりました。

回転ずし「すし処函館市場」につきましては、SNSによる店舗情報の発信等により既存店売上の向上を進めてまいりました。店舗数につきましては、直営店5店舗、フランチャイズ店4店舗、計9店舗となりました。

ドリア専門店「神戸元町ドリア」につきましては、専門性を活かし店舗数を増やし、小籠包店「台湾小籠包」につきましては、既存業態のブラッシュアップに取り組んでまいりました。当連結会計年度中に直営店12店舗出店し、これにより直営店65店舗となりました。

当社の実験業態である「奥出雲玄米食堂井上」「ザ・シーズン」「天清」につきましては、ビジネスモデルの再構築に取り組んでまいりました。店舗数につきましては、直営店5店舗となりました。

この結果、レストラン事業売上高は333億77百万円（前期比26.0%増）、営業利益は14億41百万円（前年同期営業損失9億90百万円）となりました。

喫茶事業

喫茶事業におきましては、コーヒーショップ「サンマルクカフェ」につき、パンとドリンクを中心としたプレミアムメニューの実験検証に注力してまいりました。出店につきましては、当連結会計年度中に「サンマルクカフェ」直営店6店舗出店し、これにより直営店325店舗、フランチャイズ店8店舗、計333店舗となりました。

フルサービス喫茶の「倉式珈琲店」につきましては、珈琲専門店としての知識と技術を兼ね備えたスペシャリストの育成、社内研修の充実に注力してまいりました。店舗数につきましては、直営店61店舗、フランチャイズ店1店舗、計62店舗となりました。

この結果、喫茶事業売上高は244億53百万円（前期比15.2%増）、営業利益は2億71百万円（前年同期営業損失12億65百万円）となりました。

当社連結グループのレストラン事業及び喫茶事業に係る種類別売上高は、次のとおりであります。

種 類	金 額	構 成 比	前 期 比
直 営 店 売 上	百万円 56,693	% 98.0	% 121.4
ロイヤリティ収入	126	0.2	105.9
F C 関 連 等 売 上	1,011	1.8	112.4
合 計	57,831	100.0	121.2

② 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、直営店として生麺専門鎌倉パスタ7店舗、サンマルクカフェ6店舗、ベーカリーレストラン・サンマルク2店舗、神戸元町ドリア等12店舗、倉式珈琲店1店舗などの新店及びその他改装等に伴う建物設備、構築物等総額28億34百万円を実施しております。

セグメント別設備投資は以下のとおりであります。

レストラン	1,881,889千円
喫茶	953,108千円
合計	2,834,998千円

なお、上記の他に、当社の事業統括管理等に係る設備投資93,318千円があります。

③ 企業集団の資金調達の状況

該当事項はありません。

なお、当連結会計年度において、当社連結グループの設備資金及び運転資金は自己資金を充当しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2022年7月1日を効力発生日として、当社完全子会社である株式会社サンマルク、株式会社函館市場及び株式会社バケットの吸収合併を行い、同3社が営んでおりました事業に関するすべての権利義務を承継いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第29期 (2020年3月期)	第30期 (2021年3月期)	第31期 (2022年3月期)	第32期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売 上 高 (千円)	68,908,637	43,987,362	47,721,642	57,831,134
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	4,300,198	△3,623,710	2,472,083	1,596,815
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (千円)	1,486,412	△8,060,928	△4,711,792	416,538
1株当たり当期 純利益又は1株当たり 当期純損失(△) (円)	69.77	△378.39	△222.03	20.15
総 資 産 (千円)	57,434,067	55,811,655	48,021,601	48,804,770
純 資 産 (千円)	46,869,335	37,678,049	31,147,787	30,350,883
1株当たり純資産 (円)	2,200.11	1,768.67	1,501.69	1,475.89

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式数を控除して計算しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第29期 (2020年3月期)	第30期 (2021年3月期)	第31期 (2022年3月期)	第32期 (当事業年度) (2023年3月期)
売 上 高 (千円)	9,430,239	6,361,366	5,875,462	14,493,246
経 常 利 益 (千円)	4,957,962	1,932,238	2,188,017	2,124,862
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	2,290,270	△2,197,469	△2,050,083	2,624,590
1株当たり当期純利 益又は1株当たり 当期純損失(△) (円)	107.51	△103.15	△96.60	126.97
総 資 産 (千円)	33,168,854	37,744,923	31,271,687	34,822,057
純 資 産 (千円)	31,575,902	28,248,074	24,101,021	25,512,168
1株当たり純資産 (円)	1,482.22	1,326.01	1,161.77	1,240.46

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式数を控除して計算しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社鎌倉パスタ	100百万円	100.0%	飲食業
株式会社サンマルクグリル	100百万円	100.0%	飲食業
株式会社サンマルクカフェ	100百万円	100.0%	飲食業
株式会社倉式珈琲	100百万円	100.0%	飲食業

(注) 株式会社サンマルク、株式会社函館市場及び株式会社ポケットにつきましては、当連結会計年度に当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、重要な子会社から除外しております。

③ 特定完全子会社に関する事項

名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額(千円)
株式会社サンマルクカフェ	岡山市北区平田173番地104	8,315,002

(注) 当事業年度末日における当社の総資産額は、34,822,057千円であります。

(4) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、2023年5月から新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類に引き下げられたことにより、引き続き消費活動は回復傾向が続くと見込まれます。一方で、地政学的リスクの高まりによる物価の高止まりから、消費マインドの回復は鈍く、原材料費・電力料等のコスト増は続くと見込まれるため依然として厳しい状況にあります。

このような中、当社グループといたしましては、価値あるメニューの開発、既存店の内外装に係るメンテナンスを行い、既存店売上の回復及びコストアップの抑制に努めるとともに、不採算店舗の整理を進めつつ、M&Aを含めた新業態及び派生業態の開発を出店につなげることで企業価値の向上に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当 社	① 飲食店等の経営またはフランチャイズチェーンシステムによる飲食店等の経営 ② 飲食店等を経営する子会社の支配管理 ③ 当社グループの店舗開発、業態・商品開発、教育等の実施 ④ 上記に附帯関連する一切の業務
子 会 社	① 飲食店等の経営またはフランチャイズチェーンシステムによる飲食店等の経営 ② 上記に附帯関連する一切の業務

(6) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

① 当社

本社 岡山市北区平田173番地104
店舗

ベーカリーレストラン・サンマルク	36店舗
すし処 函館市場 他	5店舗
ベーカリーレストラン・バケット 他	77店舗

② 子会社

株式会社鎌倉パスタ

本社 岡山市北区平田173番地104
店舗

生麺専門鎌倉パスタ 他	195店舗
-------------	-------

株式会社サンマルクグリル

本社 岡山市北区平田173番地104
店舗

神戸元町ドリア 他	65店舗
-----------	------

株式会社サンマルクカフェ

本社 岡山市北区平田173番地104
店舗

サンマルクカフェ	325店舗
----------	-------

株式会社倉式珈琲

本社 岡山市北区平田173番地104

店舗

倉 式 珈 琲 店	61店舗
-----------	------

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
827 (5,954) 名	28名増 (400名増)

(注) 従業員数は就業人員数であり、パートタイマーは、当連結会計年度の平均人員（1日8時間換算による年間平均人数）を（ ）外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
239 (968) 名	172名増 (906名増)	41.0歳	6.4年

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、パートタイマーは、当事業年度の平均人員（1日8時間換算による年間平均人数）を（ ）外数で記載しております。
2. 従業員数の増加は、主として2022年7月1日付で、株式会社サンマルク、株式会社函館市場及び株式会社バケットを当社へ吸収合併したことによるものであります。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-----------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 80,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 22,777,370株 |
| ③ 株主数 | 60,744名 (前期末比4,755名増) |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
片山智恵美	4,225,644株	20.56%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,809,500株	8.80%
株式会社クレオ	1,030,984株	5.02%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	520,300株	2.53%
株式会社中国銀行	485,548株	2.36%
伊藤忠商事株式会社	480,600株	2.34%
公益財団法人サンマルク財団	230,000株	1.12%
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	183,353株	0.89%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	153,512株	0.75%
中川佳子	150,988株	0.73%

(注) 持株比率は、自己株式 (2,224,260株) を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年6月24日開催の第30回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式制度を導入しております。これを受け、2022年7月19日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を決議し、同年8月10日に当社の取締役 (社外取締役を除く。) 6名に対し自己株式14,800株の処分を行っております。

(3) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している新株予約権の内容の概要（2023年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に当社従業員、子会社役員及び従業員に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の内容の概要
該当事項はありません。

4) 会社役員の状況

- ① 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤川祐樹	－
取締役	難波篤	人材開発、リスク・コンプライアンス担当
取締役	飯田隆文	商品本部長
取締役	一杉博文	店舗開発本部長
取締役	下司貴永	情報システム本部長
取締役	岡村淳弘	管理本部長
取締役	中川雅文	公認会計士・税理士 株式会社はるやまホールディングス監査役
取締役	渡辺勝志	弁護士
取締役	北川真也	株式会社ファジアーノ岡山スポーツクラブ 代表取締役社長
常勤監査役	北島久	－
常勤監査役	富樫司	－
監査役	福原一義	公認会計士・税理士 株式会社ウエスコホールディングス取締役
監査役	木村美樹	弁護士 株式会社ニチリン取締役

- (注) 1. 取締役中川雅文、渡辺勝志及び北川真也の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役北島久、福原一義及び木村美樹の各氏は社外監査役であります。
3. 取締役中川雅文氏及び監査役福原一義氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当社は、取締役中川雅文、渡辺勝志、北川真也及び監査役木村美樹の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- ② 事業年度中に辞任または解任された取締役及び監査役
該当事項はありません。
- ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しております。
当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約による保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。
なお、当該保険契約では、犯罪行為や意図的に違法行為を行なった役員自身の損害等は補償の対象外とすることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
次回更新時には同内容での更新を予定しております。
- ④ 役員報酬等の決定に関する方針等
当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、2021年6月24日開催の取締役会においてこれを改定しております。2021年2月15日の取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。
また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
当社の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。
- a. 基本方針
取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう企業価値と連動した報酬体系とすることを基本方針としており、基本報酬と非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）から構成しております。
- b. 基本報酬に関する方針
取締役の基本報酬は、2016年6月28日開催の第25回定時株主総会において、年額450百

万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議しております。また、支給は、月次での固定報酬としており、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定します。

c. 非金銭報酬等に関する方針

取締役（社外取締役を除きます、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬を付与しております。報酬限度額は2021年6月24日開催の第30回定時株主総会において、年額80百万円以内と決議しております。譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事情を勘案して決定します。

d. 報酬等の割合に関する方針

報酬等の種類ごとの割合は、職位に応じて、固定報酬は80～90%、非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）は10～20%を目安としております。社外取締役の報酬は、固定報酬のみとしております。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

取締役の報酬は、過半数の委員を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会にて審議及び答申を経た上で、当社取締役会より一任された代表取締役社長が決定することとします。決定された固定報酬は毎月支給、非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）は毎年8月に付与いたします。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長藤川祐樹に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	171,927千円 (16,380千円)	147,559千円 (16,380千円)	－千円 (－千円)	24,368千円 (－千円)	10名 (3名)
監 査 役 (うち社外監査役)	19,680千円 (14,460千円)	19,680千円 (14,460千円)	－千円 (－千円)	－千円 (－千円)	6名 (5名)
合 計 (うち社外役員)	191,607千円 (30,840千円)	167,239千円 (30,840千円)	－千円 (－千円)	24,368千円 (－千円)	16名 (8名)

- (注) 1. 取締役の支給人員及び支給額には、2022年6月23日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。
2. 監査役の支給人員及び支給額には、2022年6月23日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名が含まれております。
3. 取締役の報酬等の限度額は、2016年6月28日開催の第25回定時株主総会において、年額450百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は2名）です。
4. 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を前記報酬等の限度額の範囲内で年額80百万円以内、割り当てる譲渡制限付株式の上限を3万株とすることにつき、2021年6月24日開催の第30回定時株主総会において決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、7名です。
5. 監査役の報酬等の限度額は、2005年11月24日開催の臨時株主総会において、月額3,300千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
6. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、譲渡制限付株式であります。また、当事業年度における交付状況は、「(2)その他株式に関する重要な事項」に記載しております。

⑥ 社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼 務 先 会 社 名	兼職の内容	当社との関係
社外取締役	中 川 雅 文	株式会社はるやまホールディングス	社 外 監 査 役	－
社外取締役	北 川 真 也	株式会社ファジアーノ岡山 ス ポ ー ツ ク ラ ブ	代 表 取 締 役 社 長	－
社外監査役	福 原 一 義	株式会社ウエスコホールディングス	社 外 取 締 役	－
社外監査役	木 村 美 樹	株 式 会 社 二 チ リ ン	社 外 取 締 役	－

(注) 社外取締役中川雅文、北川真也、社外監査役福原一義、木村美樹の各氏の兼職先と当社の間には特別の関係はありません。

⑦ 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外 取締役	中川雅文	当事業年度開催の定例取締役会のすべてに出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から、必要に応じて意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、発言を行っております。 また、指名・報酬委員会の委員長を務め、取締役の選定や、報酬制度について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
	渡辺勝志	当事業年度開催の定例取締役会のすべてに出席し、主に弁護士としての法務面の専門的見地から経営全般について適宜必要な助言、発言を行っております。 また、指名・報酬委員会委員を務め、取締役の選定や、報酬制度について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
	北川真也	2022年6月23日就任以降当事業年度開催の定例取締役会のすべてに出席し、主に経営全般について客観的な立場からの視点による大所高所からの適切な助言、発言を行っております。
社外 監査役	北島久	当事業年度開催の定例取締役会及び同事業年度開催の監査役会のすべてに出席し、主に経営全般について客観的な立場からの視点による大所高所からの適切な助言、発言を行っております。
	福原一義	当事業年度開催の定例取締役会及び同事業年度開催の監査役会のすべてに出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から決算関連について適宜必要な助言、発言を行っております。
	木村美樹	2022年6月23日就任以降当事業年度開催の定例取締役会及び2022年6月23日就任以降同事業年度開催の監査役会のすべてに出席し、主に弁護士としての法務面の専門的見地から経営全般について適宜必要な助言、発言を行っております。

⑧ 社外役員の責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

a. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

33,000千円

b. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

33,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、a. の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正性を確保するための体制を整備する。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ・サンマルクグループの経営理念、行動指針に基づき、コンプライアンス重視を条件とした経営方針を経営計画に盛り込むこととし、業務分掌規程の運用等の他に啓蒙活動、各種教育等を通して法令、定款に適合した職務執行が行われるよう徹底する。
 - ・取締役会は、取締役会規程により経営に関する重要事項を決定するとともに相互に業務執行を監督し、法令等違反の未然防止の観点から随時、確認、点検を行う。
 - ・監査役会は、監査役会規程に基づき取締役の職務執行状況につき監督機能強化を図ることとし、社長直轄の内部監査室を置き、必要に応じて監査役会と連携をとりながら、取締役及び使用人の業務全般の妥当性につき監査することとする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制
 - ・取締役会及び経営の執行に係る重要な会議の議事録、その他の関連する書類については、文書管理規程に基づき適切な保存及び管理をすることとし、監査等必要に応じて閲覧、謄写が可能な状態を確保する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・全社的なリスク管理の精度を上げるため、当社取締役及び事業子会社取締役で編成される「グループ経営会議」を設置し、グループ内の特定リスク、包括リスク、潜在リスク等についての洗い出しを行い、当社各本部及び事業子会社を監視し、必要な対策を講じるなど経営の影響度に応じた機動的かつ最適な対応がとれるよう、リスク管理体制の構築に努める。また、必要に応じて顧問弁護士など外部の専門家の助言を求め、適切な対応を適時検討することとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・中期経営計画を策定し、進捗状況を定期的なチェックによりプロセスの有効性の確認を行うとともに、ITを活用した全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
 - ・当社グループ企業内の社内メール会議等の閲覧権限を取締役に付与し、恒常的に問題点の把握に努めるとともに意思決定の迅速化を図る。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社及び事業子会社も含めたグループ経営会議を設置し、企業集団における業務の適正性を図るため、随時、個別案件の検討を行う。
 - ・事業子会社について、経営上必要なグループ内の統一ルールを制定するほか、当社取締役及び使用人が事業子会社の監査役を兼任し、グループ内の横断的な業務の適正性の向上に努めることとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役は、内部監査室等に属する使用人に監査業務に必要な補助を求めることができ、当該人事等については、監査役会の意見を尊重するものとする。補助すべき使用人は、監査役から指示された職務に関して、監査役以外の指示命令は受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は、監査役会または各監査役の要請に応じて必要な報告または情報提供を行うこととし、当社グループの業務または財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、速やかに監査役へ報告することとする。
- ⑧ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・監査役への報告を行った者に対して、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを行うことを社内規程等において禁止する。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- ・監査役は、監査役会が定める職務の分担等に従い、取締役会の他、グループ内の重要な会議に出席するとともに稟議書その他重要な文書を閲覧し、その業務執行状況を取締役または使用人に説明を求め、確認することができる。
 - ・監査役会は、内部監査室及び会計監査人との連携を図り、定期的な意見交換等を通じてより効率的な監査が行える体制を整備する。

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 取締役の職務執行について

- ・取締役会規程に基づき、定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催しております。取締役会は、法令または定款に定められた事項及び重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、職務の執行の監督を行っております。

② 監査役の監査体制

- ・監査役は、取締役会その他グループ内の重要な会議に出席する他、会計監査人及び内部監査室との間で必要に応じて情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

③ コンプライアンス

- ・コンプライアンス重視を盛り込んだ経営計画を策定しております。また、内部通報制度を運用し、コンプライアンスの実効性確保に努めております。通報内容については、社内イントラネットを介して権限を保有した者と情報共有されるとともに、社外取締役及び監査役も閲覧可能となっており、独立した立場も含めて改善のプロセスを進捗確認できる仕組みを構築し、運用しております。また、コンプライアンス管理規程により通報者が保護される体制を整備しております。

④ リスク管理体制

- ・当社取締役及び事業子会社取締役で編成されるグループ経営会議を毎月実施し、グループ内の各種リスクを洗い出し、当社各本部及び事業子会社を監視し、必要な対策を講じております。

⑤ 内部監査

- ・内部監査室は適時、監査役、会計監査人と連携をとりながら、内部監査を実施しております。

■ 連結計算書類 ■

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	48,804,770	(負債の部)	18,453,886
流動資産	20,838,420	流動負債	6,915,932
現金及び預金	15,734,275	買掛金	2,155,121
売掛金	4,397,232	未払金	3,155,704
原材料及び貯蔵品	338,703	未払法人税等	281,118
関係会社短期貸付金	450,000	賞与引当金	81,824
その他	384,884	資産除去債務	118,453
貸倒引当金	△466,674	未払消費税等	782,340
固定資産	27,966,349	その他	341,369
有形固定資産	15,927,007	固定負債	11,537,953
建物及び構築物	11,472,178	社債	6,036,051
工具、器具及び備品	760,385	退職給付に係る負債	306,765
土地	3,648,228	資産除去債務	4,742,172
建設仮勘定	46,215	繰延税金負債	329,495
無形固定資産	117,153	その他	123,468
ソフトウェア	86,564	(純資産の部)	30,350,883
その他	30,588	株主資本	30,330,184
投資その他の資産	11,922,189	資本金	1,731,177
投資有価証券	1,029,855	資本剰余金	3,038,800
繰延税金資産	2,356,839	利益剰余金	30,298,763
敷金及び保証金	8,286,645	自己株式	△4,738,556
その他	248,849	その他の包括利益累計額	3,894
資産合計	48,804,770	その他有価証券評価差額金	3,894
		新株予約権	16,805
		負債純資産合計	48,804,770

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目		金 額
売	上	57,831,134
売	上	13,465,168
販	上	44,365,965
費	及	44,126,338
管	理	239,627
業	外	1,666,208
受	取	3,779
受	取	2,162
感	染	248,359
そ	大	1,081,419
營	業	330,487
支	外	309,020
中	支	215,577
そ	途	61,608
経	解	31,835
特	常	1,596,815
助	別	77,090
固	成	76,116
特	資	974
固	別	1,730,692
減	資	206,142
貸	損	1,429,550
倒	引	95,000
税	金	△56,786
法	等	327,599
法	調	△800,924
当	整	416,538
非	期	416,538
親	純	—
会	利	416,538
社	益	
株	主	
主	に	
に	帰	
帰	属	
属	す	
す	る	
当	期	
純	純	
利	利	
益	益	

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2022年4月1日 残高	1,731,177	3,038,800	30,807,704	△4,450,122	31,127,559
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△912,646		△912,646
親会社株主に帰属する 当期純利益			416,538		416,538
自己株式の取得				△337,702	△337,702
自己株式の処分			△12,833	49,268	36,435
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△508,941	△288,433	△797,374
2023年3月31日 残高	1,731,177	3,038,800	30,298,763	△4,738,556	30,330,184

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
2022年4月1日 残高	3,423	3,423	16,805	31,147,787
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△912,646
親会社株主に帰属する 当期純利益				416,538
自己株式の取得				△337,702
自己株式の処分				36,435
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	470	470		470
連結会計年度中の変動額合計	470	470	—	△796,903
2023年3月31日 残高	3,894	3,894	16,805	30,350,883

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・連結子会社の名称

4社

株式会社鎌倉パスタ

株式会社サンマルクグリル

株式会社サンマルクカフェ

株式会社倉式珈琲

(注)株式会社サンマルク、株式会社函館市場及び株式会社バケットにつきましては、当連結会計年度に当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の名称等

- ・非連結子会社の名称

株式会社サンマルクイノベーションズ

株式会社La Madrague

SAINTMARC SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.

(注)SAINT MARC USA INC.につきましては、2022年4月に清算終了しております。

- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の状況

- ・持分法を適用した非連結子会社 該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社の状況

- ・持分法を適用しない非連結子会社の名称

株式会社サンマルクイノベーションズ

株式会社La Madrague

SAINTMARC SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.

(注)SAINT MARC USA INC.につきましては、2022年4月に清算終了しております。

・持分法を適用しない理由

非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

・市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

・原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社及び連結子会社は、主に、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～45年

工具、器具及び備品 2～15年

ロ. 無形固定資産

当社及び連結子会社は、定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. 長期前払費用

当社及び連結子会社は、定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

当社及び連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 直営店売上

主に店舗における顧客からの注文に基づき商品の提供を行うことによる売上であります。当該収益は、顧客へ商品を提供し、対価を受け取った時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、当社グループが運営するポイント制度について、付与したポイントを履行義務として認識し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っております。さらに、他社が運営するポイント制度にかかる負担金については、これを控除した純額で収益を認識することとしております。

ロ. ロイヤリティ収入

主に当社グループの店舗F C加入希望者から受け取るF C加盟金ならびにロイヤリティ収入であります。当該収益のうち、F C加盟金については、当該対価を契約負債（前受金）として計上し、契約内容に基づいて一定期間にわたり均等に収益を認識しております。また、ロイヤリティ収入については、F C加盟者の売上等を算定基礎とし、その発生時点に基づいて収益を認識しております。

ハ. F C関連等売上

主にF C加盟者に対する食材や資材の提供を行うことによる売上であります。当該収益は、F C加盟者へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る
会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

当社グループの連結計算書類は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この連結計算書類の作成にあたって、資産、負債、収益及び費用に影響を及ぼす仮定及びそれに基づく見積りを用いておりますが、これらに基づく数字は実際の結果と異なる可能性があります。

連結計算書類の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりです。

(1) 固定資産の減損

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として当社グループの統括部門等の共用資産と実験業態店舗及び事業子会社各営業店舗を基本単位としてグルーピングしており、各店舗の営業活動から生じる損益が直近の2会計期間連続して損失を計上した場合、進行期の売上高が前年比で30%以上減少している場合、固定資産の市場価格が帳簿価格から50%以上下落した場合、ならびに退店を決定した場合に減損の兆候があると判断しております。この場合の減損損失の認識については、各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。回収可能価額は使用価値または正味売却価額のいずれか高い方の金額により測定しております。使用価値については将来キャッシュ・フローを割引計算により算定しており、正味売却価額については土地は時価、転用・売却可能な備品等は売却見込価額、その他の資産については零として評価しております。当社グループでは、減損損失の認識にあたっての割引前将来キャッシュ・フローの算定については過去の売上高や営業利益の実績、ならびに合理的と考えられる翌期以降の計画等、一定の見積り及

び仮定に基づいております。これらの仮定及びそれに基づく見積りは、今後の市場動向等により有形固定資産及び減損損失の計上額に大きく影響を与える可能性があります。なお、当社の資産グループであるレストラン事業、喫茶事業ならびにその他事業（実験業態）に属する各店舗についてはいずれも市場環境や競合関係等に大きな差異が見られないことから、同一の見積り及び仮定に基づき、減損の兆候の判定、認識、ならびに測定を行っております。当連結会計年度においては、有形固定資産として15,927,007千円、減損損失として1,429,550千円を計上しております。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

当社グループは繰延税金資産の回収可能性に関する見積りに際し、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号2018年2月16日）に基づき、当社および当社の関係会社各社の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づき各社を分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定しております。繰延税金資産の計上額については、每期見直しを行っております。一時差異等加減算前課税所得の見込みについては、過去の売上高や営業利益の実績、ならびに合理的と考えられる翌期以降の計画等に基づき見積もっておりますが、計画に用いている仮定及びそれに基づく見積りは今後の市場動向等により繰延税金資産及び法人税等調整額の計上額に大きく影響を与える可能性があります。当連結会計年度においては、繰延税金資産として2,356,839千円、法人税等調整額として800,924千円を計上しております。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

店舗等の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上している資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、見積額の変更を行っております。見積りの変更による増加額510,722千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、この見積りの変更により、当連結会計年度の税金等調整前当期純損失は84,235千円増加しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 25,312,970千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	22,777,370株	－株	－株	22,777,370株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2022年6月23日開催の第31回定時株主総会決議による配当に関する事項

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	456,074千円
・1株当たり配当額	22円00銭
・基準日	2022年3月31日
・効力発生日	2022年6月24日

ロ. 2022年11月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	456,571千円
・1株当たり配当額	22円00銭
・基準日	2022年9月30日
・効力発生日	2022年12月9日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
2023年6月23日開催予定の第32回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	452,168千円
・1株当たり配当額	22円00銭
・配当の原資	利益剰余金
・基準日	2023年3月31日
・効力発生日	2023年6月26日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等を中心とし、一時的な余裕資金の運用については、安全性の高い金融資産に限定して運用しております。また、資金調達については自己資金による充当を基本としておりますが、必要に応じて金融機関等からの借入により調達しております。なお、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当

社グループの取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

投資有価証券である株式及び債券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

敷金及び保証金は、主に建物の賃借時に差入れているものであり、差入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、金額的重要性の観点から個別に定期的な信用調査を行うなどしてリスク軽減策につなげております。

買掛金、未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

これらの債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金回収が早期かつ手元資金が潤沢にあり、当社財務担当が一括管理しているため、リスクは極めて僅少であると考えております。

社債は、主に設備投資を用途として調達したものであり、利息は付されておられません。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額174,150千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資（連結貸借対照表計上額91,708千円）については記載を省略しております。さらに、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	763,996	760,188	△3,808
(2) 敷金及び保証金	8,286,645	8,212,947	△73,697
資産計	9,050,641	8,973,135	△77,505
(1) 社債	6,036,051	5,878,160	△157,891
負債計	6,036,051	5,878,160	△157,891

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	63,996	—	—	63,996
資産計	63,996	—	—	63,996

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	696,192	—	696,192
敷金及び保証金	—	8,212,947	—	8,212,947
資産計	—	8,909,139	—	8,909,139
社債	—	5,878,160	—	5,878,160
負債計	—	5,878,160	—	5,878,160

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

主に建物の賃借時に差入れている敷金・保証金であり、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りを基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
現金及び預金	15,734,275	—
売掛金	4,397,232	—
投資有価証券		
満期保有目的の債券		
国債・地方債等	—	—
社債	—	700,000
敷金及び保証金	392,986	7,893,659
合 計	20,524,493	8,593,659

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報 告 セ グ メ ン ト		
	レストラン	喫茶	計
売上高			
直営店売上	32,655,633	24,038,102	56,693,736
ロイヤリティ収入	89,413	36,657	126,071
FC関連等売上	632,724	378,603	1,011,327
外部顧客への売上高	33,377,771	24,453,363	57,831,134

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項）(4) 会計方針に関する事項④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	3,509,740千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	4,397,232
契約負債(期首残高)	30,350
契約負債(期末残高)	31,602

契約負債は、主に、当社グループが運営するポイント制度について、付与したポイントの前受金に関するもの、ならびにF C加盟金に基づく前受金であります。ポイント制度に係る前受金については、ポイントの利用に伴い、また、F C加盟金に基づく前受金については、契約内容に基づいて一定期間にわたり均等に取引崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

	当連結会計年度
1年以内	31,602千円
1年超2年以内	—
2年超3年以内	—
3年超	—
合計	31,602

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,475円89銭

(2) 1株当たり当期純利益 20円15銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

(1) 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しておりません。

場 所	用 途	種 類
レストラン事業 (宮城県仙台市他)	営業店舗資産	建物及び構築物 工具、器具及び備品 その他
喫茶事業 (東京都港区他)	営業店舗資産	建物及び構築物 工具、器具及び備品 その他

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として当社グループの統括部門等の共用資産と実験業態店舗及び事業子会社各営業店舗を基本単位としてグルーピングしております。

当連結会計年度において、資産グループ単位の収益等を踏まえて検証した結果、一部の営業店舗ならびに賃貸資産について、将来キャッシュ・フローによって当該資産の帳簿価額相当額を全額回収できる可能性は低いと判断し、帳簿価額相当額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,429,550千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物1,392,305千円、工具、器具及び備品31,984千円、その他5,259千円であります。

当該資産グループの回収可能価額は使用価値または正味売却価額のいずれか高い方の金額により測定しております。使用価値については将来キャッシュ・フローを割引計算により算定しており、正味売却価額については土地は時価、転用・売却可能な備品等は売却見込価額、その他の資産については零として評価しております。

(2) 貸倒引当金繰入額の内容

非連結子会社に対する貸付金について回収不能と見込まれる金額を見積もり、株式会社サンマルクイノベーションズ及びSAINTMARC SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.に対して95,000千円の貸倒引当金繰入額を特別損失に計上しております。

(3) 資産除去債務に関する注記

① 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約ならびに賃貸用不動産の定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を建物（内部造作）の耐用年数である15年と見積り、割引率は0.146～1.860%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	4,477,704千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	131,451千円
見積りの変更による増加額	510,722千円
時の経過による調整額	25,140千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>△284,393千円</u>
期末残高	<u>4,860,625千円</u>

(4) 共通支配下の取引等

当社は、2022年4月18日開催の取締役会において、当社100%出資の連結子会社である株式会社サンマルク、株式会社函館市場及び株式会社バケットを吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結しております。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社サンマルク
事業の内容 ベーカリーレストラン・サンマルク事業

結合当事企業の名称 株式会社函館市場
事業の内容 すし処函館市場事業

結合当事企業の名称 株式会社バケット
事業の内容 ベーカリーレストラン・バケット事業

(2) 企業結合日

2022年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし株式会社サンマルク、株式会社函館市場及び株式会社バケットを消滅会社とする吸収合併方式であります。

※本合併は、当社においては会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併、株式会社サンマルク、株式会社函館市場及び株式会社バケットにおいては会社法第784条第1項の規定に基づく略式合併に該当するため、いずれも合併契約承認の株主総会は開催いたしません。

(4) 結合後企業の名称
株式会社サンマルクホールディングス

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループは、2006年に持株会社制へ移行し、多業態による外食チェーンを展開しております。持株会社である当社は外食事業に共通する管理、店舗開発、業態開発、商品開発、教育等の機能を担うことで事業管理の効率化を図り、事業の執行については、各業態ごとに事業子会社に委譲することで責任や権限を明確にし、顧客満足の向上を追求すべく経営に取り組んでまいりました。

しかしながら、ベーカリーレストラン業態及び寿司業態として収益化が難しくなっており、ビジネスモデルの再構築の必要性を検討した結果、同3社を当社に吸収合併し、当社が保有する事業開発部と併せ、レストラン事業部として、レストラン業態の実験、可能性を追求することといたしました。

2. 実施する会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(5) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 計算書類 ■

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	34,822,057	(負債の部)	9,309,888
流動資産	13,364,595	流動負債	1,919,157
現金及び預金	10,338,353	買掛金	678,177
売掛金	1,512,013	未払金	742,919
原材料及び貯蔵品	72,133	資産除去債務	45,925
前払費用	42,339	未払費用	40,843
関係会社短期貸付金	1,634,000	未払法人税等	112,662
未収入金	175,709	未払消費税等	211,933
その他	41,864	前受金	25,878
貸倒引当金	△451,819	預り金	42,040
固定資産	21,457,462	賞与引当金	18,717
有形固定資産	4,969,048	仮受金	59
建物	2,163,832	固定負債	7,390,730
構築物	27,137	社債	6,036,051
工具、器具及び備品	148,587	退職給付引当金	108,806
土地	2,629,491	長期預り敷金保証金	367,059
無形固定資産	81,120	長期預り金	8,375
ソフトウェア	66,168	資産除去債務	870,438
電話加入権	11,277	(純資産の部)	25,512,168
商標権	887	株主資本	25,491,469
その他	2,787	資本金	1,731,177
投資その他の資産	16,407,292	資本剰余金	14,355,565
投資有価証券	860,705	資本準備金	14,355,565
関係会社株式	11,627,887	利益剰余金	14,421,169
出資金	682	利益準備金	12,000
長期前払費用	16,530	その他利益剰余金	14,409,169
敷金及び保証金	1,922,928	繰越利益剰余金	14,409,169
建設協力金	114,504	自己株式	△5,016,443
繰延税金資産	1,864,053	評価・換算差額等	3,894
資産合計	34,822,057	その他有価証券評価差額金	3,894
		新株予約権	16,805
		負債純資産合計	34,822,057

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	14,493,246
売 上 原 価	4,348,870
売 上 総 利 益	10,144,376
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	8,175,622
営 業 業 外 利 益	1,968,754
営 業 外 収 益	791,954
受 取 利 息	2,324
受 取 配 当 金	2,162
受 取 貸 料	654,803
感 染 拡 大 防 止 協 力 金	41,811
そ の 他	90,851
営 業 外 費 用 借 料 他	635,846
支 払 賃 借 料 他	573,348
そ の 他	62,497
経 常 利 益	2,124,862
特 別 利 益	222,717
固 定 資 産 売 却 益	974
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	169,519
助 成 金 収 入	52,223
特 別 損 失	988,389
固 定 資 産 除 却 損	44,060
減 損 損 失	275,909
関 係 会 社 株 式 評 価 損	503,418
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	95,000
債 権 放 棄 損	70,000
税 引 前 当 期 純 利 益	1,359,191
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	72,261
法 人 税 等 調 整 額	△1,337,660
当 期 純 利 益	2,624,590

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計
		資 準 備 金	資 本 剰 余 金 計	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
2022年4月1日 残高	1,731,177	14,355,565	14,355,565	12,000	13,987,000	△1,273,829	12,725,170
事業年度中の変動額							
別途積立金の取崩					△13,987,000	13,987,000	-
剰余金の配当						△912,646	△912,646
当期純利益						2,624,590	2,624,590
自己株式の取得							
自己株式の処分						△15,944	△15,944
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△13,987,000	15,682,999	1,695,999
2023年3月31日 残高	1,731,177	14,355,565	14,355,565	12,000	-	14,409,169	14,421,169

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 予 約 株 権	純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2022年4月1日 残高	△4,731,120	24,080,792	3,423	3,423	16,805	24,101,021
事業年度中の変動額						
別途積立金の取崩		-				-
剰余金の配当		△912,646				△912,646
当期純利益		2,624,590				2,624,590
自己株式の取得	△337,702	△337,702				△337,702
自己株式の処分	52,379	36,435				36,435
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			470	470		470
事業年度中の変動額合計	△285,322	1,410,676	470	470	-	1,411,147
2023年3月31日 残高	△5,016,443	25,491,469	3,894	3,894	16,805	25,512,168

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--|---|
| ① 子会社株式及び
関連会社株式 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ② 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法）を採用しております。 |
| ③ その他有価証券
・ 市場価格のない株式等
以外のもの
・ 市場価格のない株式等 | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ④ 棚卸資産
・ 原材料及び貯蔵品 | 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------|---|
| ① 有形固定資産 | 主に、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 2～38年
構築物 2～20年
工具、器具及び備品 2～15年 |
| ② 無形固定資産 | 定額法を採用しております。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |
| ③ 長期前払費用 | 定額法を採用しております。 |

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①直営店売上

主に店舗における顧客からの注文に基づき商品の提供を行うことによる売上であります。当該収益は、顧客へ商品を提供し、対価を受け取った時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、他社が運営するポイント制度にかかる負担金については、これを控除した純額で収益を認識することとしております。

②ロイヤリティ収入

主に当社グループの店舗 F C 加入希望者から受け取る F C 加盟金ならびにロイヤリティ収入であります。当該収益のうち、F C 加盟金については、当該対価を契約負債（前受金）として計上し、契約内容に基づいて一定期間にわたり均等に収益を認識しております。また、ロイヤリティ収入については、F C 加盟者の売上等を算定基礎とし、その発生時点に基づいて収益を認識しております。

③ F C 関連等売上

主に F C 加盟者及び子会社に対する食材や資材の提供を行うことによる売上であります。当該収益は、F C 加盟者及び子会社へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1)固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 4,969,048千円 減損損失 275,909千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2)繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,864,053千円 法人税等調整額 1,337,660千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

店舗等の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上している資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報の入手に伴い、見積額の変更を行っております。見積りの変更による増加額81,766千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、この見積りの変更により、当事業年度の税引前当期純利益は38,273千円減少しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	5,714,246千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
① 短期金銭債権	76,224千円
② 長期金銭債務	287,690千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引高	
売上高	490,091千円
② 営業取引以外の取引高	477,248千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,046,694株	200,226株	22,660株	2,224,260株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加200,226株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加200,000株、単元未満株式の買取による増加226株であります。
2. 普通株式の自己株式の減少22,660株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少22,600株、単元未満株式の売渡請求による減少60株であります。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
未払事業税	18,155
貸倒引当金	137,624
退職給付引当金	33,142
関係会社株式評価損	870,838
減損損失	320,732
資産除去債務	279,124
繰越欠損金	1,251,626
その他	47,123
繰延税金資産小計	2,958,366
評価性引当額	△1,020,690
繰延税金資産計	1,937,675
繰延税金負債	
其他有価証券評価差額金	1,705
資産除去債務に対応する除去費用	71,916
繰延税金負債計	73,622
繰延税金資産の純額	1,864,053

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0%
住民税均等割等	4.3%
子会社合併による影響	△142.0%
評価性引当額の増減	12.4%
その他	0.1%
税効果会計適用後法人税等の負担率	△93.1%

9. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
			役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社サンマルク	(所有) 直接 100.0%	1名	当社集約のグループ共通インフラ機能の提供等	貸付金利息 (注1) 賃貸料の受取 (注2) 債権放棄 (注3)	1,458 31,036 1,052,000	—	—
	株式会社サンマルクカフェ	(所有) 直接 100.0%	1名	当社集約のグループ共通インフラ機能の提供等	賃貸料の受取 (注2)	131,718	—	—
	株式会社バケット	(所有) 直接 100.0%	2名	当社集約のグループ共通インフラ機能の提供等	貸付金利息 (注1) 債権放棄 (注3)	1,928 1,391,000	—	—
	株式会社鎌倉パスタ	(所有) 直接 100.0%	1名	当社集約のグループ共通インフラ機能の提供等	賃貸料の受取 (注2)	145,996	—	—
	株式会社サンマルクグリル	(所有) 直接 100.0%	2名	当社集約のグループ共通インフラ機能の提供等	資金の貸付 貸付金利息 (注1) 賃貸料の受取 (注2)	700,000 628 11,100	関係会社 短期貸付金	700,000
	株式会社倉式珈琲	(所有) 直接 100.0%	1名	当社集約のグループ共通インフラ機能の提供等	資金の貸付 貸付金利息 (注1) 賃貸料の受取 (注2)	100,000 2,616 134,260	関係会社 短期貸付金	484,000
	株式会社サンマルクイノベーションズ	(所有) 直接 100.0%	2名	当社集約のグループ共通インフラ機能の提供等	資金の貸付 資金の返済 貸付金利息 (注1) 賃貸料の受取 (注2)	90,000 20,000 717 23,137	関係会社 短期貸付金	150,000
	株式会社La Madrague	(所有) 直接 100.0%	2名	当社集約のグループ共通インフラ機能の提供等	増資の引受	95,000	—	—
	SAINTMARC SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.	(所有) 直接 100.0%	1名	当社集約のグループ共通インフラ機能の提供等	資金の貸付 貸付金利息 (注1)	25,000 1,612	関係会社 短期貸付金	300,000

(注) 取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付について、貸付金利率は、市場金利を勘案し合理的に決定しております。
2. 賃貸料は、近隣の取引実勢を勘案し、協議の上決定しております。
3. 債権放棄については、取締役会決議をもって行ったものであります。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,240円46銭
(2) 1株当たり当期純利益	126円97銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

(1) 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類
レストラン事業 (埼玉県さいたま市他)	営業店舗資産	建物 構築物 工具、器具及び備品 長期前払費用

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として当社の統括部門等の共用資産と実験業態店舗及び各営業店舗を基本単位としてグルーピングしております。

当事業年度において、資産グループ単位の収益等を踏まえて検証した結果、一部の営業店舗ならびに賃貸資産について、将来キャッシュ・フローによって当該資産の帳簿価額相当額を全額回収できる可能性は低いと判断し、帳簿価額相当額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(275,909千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物268,050千円、構築物2,812千円、工具、器具及び備品4,795千円、長期前払費用251千円であります。

当該資産グループの回収可能価額は使用価値または正味売却価額のいずれか高い方の金額により測定しております。使用価値については将来キャッシュ・フローを割引計算により算定しており、正味売却価額については土地は時価、転用・売却可能な備品等は売却見込価額、その他の資産については零として評価しております。

(2) 貸倒引当金繰入額の内容

株式会社サンマルクイノベーションズ及びSAINT MARC SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.に対する貸付金のうち回収不能と見込まれる部分について、貸倒引当金繰入額を計上しております。

(3) 抱合せ株式消滅差益の内容

連結子会社であった株式会社サンマルク、株式会社函館市場及び株式会社バケットを吸収合併したことによるものであります。

(4) 債権放棄損の内容

連結子会社であった株式会社サンマルクに対する債権放棄によるものであります。

(5) 助成金収入の内容

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金等であります。

(6) 資産除去債務に関する注記

- ① 当該資産除去債務の概要
店舗等の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約ならびに賃貸用不動産の定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。
- ② 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を建物（内部造作）の耐用年数である15年と見積り、割引率は0.146～1.860%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
- ③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	67,612千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	15,157千円
見積りの変更による増加額	81,766千円
時の経過による調整額	4,309千円
吸収合併による増加額	858,961千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>△111,444千円</u>
期末残高	<u>916,363千円</u>

(7) 共通支配下の取引等

「連結注記表 12. その他の注記(4) 共通支配下の取引等」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(8) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 監査報告 ■

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

株式会社サンマルクホールディングス
取締役会 御中

PwC 京都監査法人
京都事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	高 田 佳 和
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	宮 脇 亮 一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サンマルクホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンマルクホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

株式会社サンマルクホールディングス
取締役会 御中

PwC京都監査法人
京都事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	高田佳和
指定社員 業務執行社員	公認会計士	宮脇亮一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンマルクホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwC 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

株式会社サンマルクホールディングス 監査役会

常勤監査役 北 島 久 ㊟

常勤監査役 富 樫 司 ㊟

監 査 役 福 原 一 義 ㊟

監 査 役 木 村 美 樹 ㊟

(注) 監査役北島久、監査役福原一義及び監査役木村美樹は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上